

ID: 856

担当部署: 健康福祉部 健康課

処分の概要	予防接種の実費の徴収		
法令名 根拠条項	予防接種法 第28条		
法令番号	昭和23年法律第68号		
【基準】 法第28条の規定による。 (実費の徴収) 第28条 第5条第1項又は第6条第3項の規定による予防接種を行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りでない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日